2. 変更事項の内容

変更前	変 更 後
2 構造改革特別区域の名称	2 構造改革特別区域の名称
竹田名水どぶろく特区	奥豊後竹田・醸造文化の里特区
3構造改革特別区域の範囲	3 構造改革特別区域の範囲
竹田市の区域の一部(旧竹田市)	竹田市の全域
4 構造改革特別区域の特性	4 構造改革特別区域の特性

- 4 愽 直 以 車 特 別 区 璵 の 特 性
- (1) 位置・自然

旧竹田市は九州のほぼ中央、大分県で は南西部に位置し、周囲を久住連山、阿 蘇外輪山、祖母傾連山に囲まれた盆地 で、県都大分市まで約50km、西方の熊 本市まで約70kmの位置にある。<u>本区域</u> は東西約16km、南北約23km、面積2 <u>00.83k㎡</u>である。原生林やすばらし い渓谷美を有する祖母傾国定公園には 絶滅が危惧される鳥「クマタカ」が確認 されており、また神原渓谷には天然記念 物の「イワメ」も生息している。三方を 山に囲まれているため、水資源は豊富で 良質の湧水が各所に見られ、名水百選に も選ばれている。

(2) 気候

大分県の大部分が瀬戸内型気候であ るが、内陸部、特に盆地の気候は、定型 気候区に当てはまらない場合が多い。平 均気温を見てみると、単純に標高差によ る違いのみではなく、区域内でも盆地の 市街地と山間地とでは市街地の方が1 ~3℃最低気温が低く、最高気温はこの 逆を示しており、夏場の森林地帯は夜間 の暑さがさほどなく、日中は涼しい。降 水量は梅雨に雨量が集中し、急峻な地形 とあいまって近年

4 愽 直 戉 車 特 別 区 琙 の 特 性

(1) 位置·自然

本市は九州のほぼ中央、大分県では南 西部に位置し、周囲を久住連山、阿蘇外 輪山、祖母傾連山に囲まれた盆地で、県 都大分市まで約50㎞、西方の熊本市ま で約70kmの位置にある。市域は東西約 2 4 km、南北約3 6 km、面積477.5 9km である。原生林やすばらしい渓谷 美を有する祖母傾国定公園には絶滅が 危惧される鳥「クマタカ」が確認されて おり、また神原渓谷には天然記念物の 「イワメ」も生息している。三方を山に 囲まれているため、水資源は豊富で良質 の湧水が各所に見られ、名水百選にも選 ばれている。

(2) 気候

大分県の大部分が瀬戸内型気候であ るが、内陸部、特に盆地の気候は、定型 気候区に当てはまらない場合が多い。平 均気温を見てみると、単純に標高差によ る違いのみではなく、市内でも盆地の市 街地と山間地とでは市街地の方が1~ 3℃最低気温が低く、最高気温はこの逆 を示しており、夏場の森林地帯は夜間の 暑さがさほどなく、日中は涼しい。降水 量は梅雨に雨量が集中し、急峻な地形と あいまって近年

では昭和57年・平成2年・5年と3度の大災害に見舞われた。

(3) 歴史・文化

江戸時代大分県は小藩に分けられ、 旧竹田市は岡藩の城下町として栄え豊 後の雄藩として物資の集積地となり、特 に商業面で活況を見せた。南画の田能村 竹田がこの地を本拠として活躍できた のも、こういう背景によるものと考えら れる。その後、音楽家の瀧廉太郎、 動揺 作家の佐藤義美、彫刻家の朝倉文夫など 多くの芸術家・文化人を輩出した。

(4) 交通·経済

本区域の幹線道路は、熊本市と大分市を結ぶ国道 5 7 号線と大分市から竹田市を経て福岡県大川市に至る国道 4 4 2 号線、さらに竹田市と臼杵市を結ぶ国道 5 0 2 号線がある。鉄道は、大分と熊本を結ぶJR豊肥本線が東西に運行されており、区域内には豊後竹田駅から大れており、区域内には豊後竹田駅から分で結んでいる。

経済は、農林業と商業、サービス業及び製造業や建設業等の賃金で大半が賄われており農産物価格や公共投資の動向が大きな影響力をもっている。農林業が主産業ではあるが、農業粗生産額は減少を続けており、高齢化する中で担い手の育成が課題となっている。農業や商業、観光などの産業分野間の連携を図るとともに、新たな産業の育成が望まれている。

では昭和57年・平成2年・5年と3度の大災害に見舞われた。

(3) 歴史·文化

江戸時代大分県は小藩に分けられ、 本市は岡藩の城下町として栄え豊後の 雄藩として物資の集積地となり、特に商 業面で活況を見せた。南画の田能村竹田 がこの地を本拠として活躍できたのも、 こういう背景によるものと考えられる。 その後、音楽家の瀧廉太郎、動揺作家の 佐藤義美、彫刻家の朝倉文夫など多くの 芸術家・文化人を輩出した。

(4) 交通·経済

本市の幹線道路は、熊本市と大分市を結ぶ国道57号線と大分市から竹田市を経て福岡県大川市に至る国道442号線、さらに竹田市と臼杵市を結ぶ国道502号線がある。鉄道は、大分と熊本を結ぶJR豊肥本線が東西に運行されており、市内には豊後竹田駅と玉来駅、豊後荻駅の3つの駅があり豊後竹田駅から大分駅まで約60分、熊本駅まで約60分で結んでいる。

経済は、農林業が主産業であり、農業の生産基盤の整備によって生産品目の多様化と生産性の向上を同時に進め、従来からの特産物である米、椎茸、トマト、カボス、サフランに加え、イチゴやブドウ(ピオーネ)、プラム(鳥越)といった作物を新たな特産物として推進を図ってきた。しかしながら、高齢化と担い手の育成が課題となっている。農業や商業、観光などの産業分野間の連携を図るとともに、新たな産業の育成が望まれている。

(5) 観光・地域づくり

旧竹田市では平成9年に「竹田市観光振 <u>興計画」を策定し、</u>これまでの観光とは 性格の異なる「ツーリズム」によって、 人を地域に呼び、同時にそれらを迎える 地域の人も元気になってもらうという、 「外との交流」を市の活性化に向けた取 り組みの大黒柱として位置づけている。 過疎自立の取り組みとして全国ではじ めての中山間地域等直接支払制度を利 用した集落協定を結び、「谷ごと農場」 を実現したことは、全国でも模範的例と して研修者が絶えない。また、おいしい 水として知られる湧水地にはいつも誰 かが(遠くは福岡から)水を汲みに訪れ ている。こうした状況を有効に地域づく りに活かすため、行政は住民と共に地域 の起業としてのツーリズムの研究と開 発をはじめている。モータリゼーション の進展に伴う地盤沈下を起こしている 中心市街地と、高齢化の進展に伴い農業 後継者の確保や集落機能の維持が危ぶ まれている農村地区の活性化と自立に 向けた取り組みが、城下町ツーリズム・ 農村ツーリズムとして商業と農林業そ して観光を三位一体にとらえ展開され ている。

(5) 観光・地域づくり

本市では市町合併後の観光振興の方 向性を示す「観光振興の羅針盤」として 平成18年に「竹田市観光振興計画」を <u>策定し、</u>これまでの観光とは性格の異な る「ツーリズム」によって、人を地域に 呼び、同時にそれらを迎える地域の人も 元気になってもらうという、「外との交 流」を市の活性化に向けた取り組みの大 黒柱として位置づけている。過疎自立の 取り組みとして全国ではじめての中山 間地域等直接支払制度を利用した集落 協定を結び、「谷ごと農場」を実現した ことは、全国でも模範的例として研修者 が絶えない。また、おいしい水として知 られる湧水地にはいつも誰かが(遠くは 福岡から)水を汲みに訪れている。こう した状況を有効に地域づくりに活かす ため、行政は住民と共に地域の起業とし てのツーリズムの研究と開発をはじめ ている。モータリゼーションの進展に伴 う地盤沈下を起こしている中心市街地 と、高齢化の進展に伴い農業後継者の確 保や集落機能の維持が危ぶまれている 農村地区の活性化と自立に向けた取り 組みが、城下町ツーリズム・農村ツーリ ズムとして商業と農林業そして観光を 三位一体にとらえて展開されている。

また、本市の地域雇用創造の核となる 産業の新たな雇用創出を目的として、竹 田商工会議所と久住町、直入町、荻町の 各商工会、竹田市で構成された「竹田市 経済活性化促進協議会」が、平成19年度 に地域雇用創造推進事業(新パッケージ 事業)の認定を受け、事業を実施してい る。

食育ツーリズムによる雇用創出では、本市ならではの豊かな地域資源を活用した「食」を中心とした事業展開を図るとともに、地域の伝統食づくりの研究を行う食育ネットや竹田研究所(市民と行政職員の有志研究員からなる竹田市観光振興計画を推進する機関)と連携し、「食」を活用した雇用機会の確保を図っている。また、滞在型・体験型観光地を開発し、ツーリズムと「食」をリンクした取組みを進めている。

5 構造改革特別区域計画の意義

<u>旧竹田市では、市民と行政職員の有志</u> 研究員からなる 竹田研究所 (旧竹田市 観光振興計画を推進する機関)におい て地域資源を活かした竹田式ツーリズ ム(子や孫をふるさとに迎えるもてな しと交流)の研究をおこなっている。 平成13年度から本格的にはじめら れ、寂れていた城下町地域には竹楽や 雛まつりなど、広域からの集客を得る 新たなイベントも生まれてきた。また 農村部においても、これまで観光とし て捉えられなかった農業や地域の文化 なども地域住民らによって見直され、 そば打ち体験、谷ごと農場研修体験、 椎茸狩りと炭焼体験、穴森神社の物語 と不思議体験、祖母山原生林と滝トレ ッキング、椎茸海苔巻き寿司加工、陶 芸などのメニューが、ツーリズム資源 として研究開発されてきている。 現在 本区域には、農家民宿4軒、民宿2軒 があり、今年度には共同で管理する体 <u>験 交 流 施 設 「 緒 環 」 も オ ー プ ン し 、 都</u>_ <u>会の人たちとの交流による活性化の準</u>

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、竹田研究所において地域資 源を活かした竹田式ツーリズム(子や 孫をふるさとに迎えるもてなしと交 流)の研究をおこなっている。平成1 3年度から本格的にはじめられ、寂れ ていた城下町地域には竹楽や雛まつり など、広域からの集客を得る新たなイ ベントも生まれてきた。また農村部に おいても、これまで観光として捉えら れなかった農業や地域の文化なども地 域住民らによって見直され、そば打ち 体験、谷ごと農場研修体験、椎茸狩り と炭焼体験、穴森神社の物語と不思議 体験、祖母山原生林と滝トレッキング、 椎茸海苔巻き寿司加工、陶芸などのメ ニューが、ツーリズム資源として研究 開発されてきている。現在本市には、 農家民宿6軒、民宿2軒、農家レスト <u>ラン2軒があり、共同で管理する体験</u> 交流施設「緒環」とともに、都会の人 <u>たちとの交流による活性化を図ってい</u> <u>る。</u>

こうした状況の中、特区計画により豊

<u>備は整いつつある。</u>

こうした状況の中、特区計画により 豊かな自然とその恵みを生かしたツー リズムの振興が図られ、さらに地域の 潜在的な活力が引き出され、地域活性 化が促進される。

すなわち本計画は、自ら地域の自立と活性化を志向する住民と行政が連携し、規制の特例措置を最大限に活用することにより、新たな産業の振興と過疎化する農山村での若者の定住による後継者の育成に寄与するものである。

かな自然とその恵みを生かしたツーリズムの振興が図られ、さらに地域の潜在的な活力が引き出され、地域活性化が促進される。

すなわち本計画は、自ら地域の自立と活性化を志向する住民と行政が連携し、規制の特例措置を最大限に活用することにより、新たな産業の振興と過疎化する農山村での若者の定住による後継者の育成に寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年の観光形態はみんなが同じものを見に行く団体旅行型から、旅先で体験したり何かを学んだりする個別型へと変わってきたと言われているように、都会の人も農村を再認識する時代となってきた。

しかしながら、九州のほぼ中央に位置 し、交通事情も良くない<u>本区域</u>は、日帰 りによる単なる観光では、阿蘇や湯布

6 構造改革特別区域計画の目標

近年の観光形態はみんなが同じものを見に行く団体旅行型から、旅先で体験したり何かを学んだりする個別型へと変わってきたと言われているように、都会の人も農村を再認識する時代となってきた。

本市では、活力ある地域再生のため竹田市観光ツーリズム協会が中心となり、都会の人々との交流を促進するため、グリーンツーリズムのよりなど様々な取り組みをでは、農家民宿を立る。そんな中、農家民宿を立るを中心に管理運営するでは、農家レストランやを中心に管理では、農家レストランやをテームを映るが出来るメニュードをテー伝統を関係体験が出来るフードをテー伝統を関係を受けるで取れた産物を食材としたで取れた産物を食材としたで取れた産物を食材としたで取れた産物を食材とでいる。

しかしながら、九州のほぼ中央に位置 し、交通事情も良くない<u>本市</u>は、日帰り

院、別府等の近隣観光地にはたちうちで きない。そこで本計画を実施すること で、日帰りではなく滞在型の交流を実現 し、そこにふるさととして都会の人たち から認知される付加価値を加えて新た な産業を成立させる。このことにより、 老人たちは自分の経験や技術を伝える 喜びと交流による充実感を得ることが でき、若者も地域に残り地域を活性化す るという目標を達成させる。はじめはひ とつの集落からでもいい、竹田式ツーリ ズムを創生することで農業と観光を融 合した新しい産業を構築し、活性化され た地域の動きは、周囲に拡がっていく。 やがて地域が潤い、そこに暮らす人々が 活気づき元気と自信を取り戻す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市住民との交流と連携が図られ、そこに住む住民たちも地域資源のすばらしさを再発見し、老人たちが自ら持っていた知恵や技術で地域が活性化されることで、地域が元気になり定住にも結びついてゆく。また、交流人口の増加が期待され、地域の経済も潤うことが見込まれる。

(新規起業) (件)

	現 在	平成 19年度目標	平成 2 1 年度目標
農家民宿等の 開業件 数	6	8	1 0
自家製による満満製造作数	0	6	8

による単なる観光では、阿蘇や湯布院、 別府等の近隣観光地にはたちうちでき ない。そこで本計画を実施することで、 日帰りではなく滞在型の交流を実現し、 そこにふるさととして都会の人たちか ら認知される付加価値を加えて新たな 産業を成立させる。このことにより、老 人たちは自分の経験や技術を伝える喜 びと交流による充実感を得ることがで き、若者も地域に残り地域を活性化する という目標を達成させる。はじめはひと つの集落からでもいい、竹田式ツーリズ ムを創生することで農業と観光を融合 した新しい産業を構築し、活性化された 地域の動きは、周囲に拡がっていく。や がて地域が潤い、そこに暮らす人々が活 気づき元気と自信を取り戻す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革 特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市住民との交流と連携が図られ、そこに住む住民たちも地域資源のすばらしさを再発見し、老人たちが自ら持っていた知恵や技術で地域が活性化されることで、地域が元気になり定住にも結びついてゆく。また、交流人口の増加が期待され、地域の経済も潤うことが見込まれる。

(新規起業) (件)

	現在	平成21年度目標	平成23年度目標
農家民宿等の数	1 0	1 5	2 0
自家製による湯酒製造件数	2	3	5
自家製による果実酒製造件数	0	2	5
特產清類製造件敷	0	3	6

(観光客の増加)

地域カのアップで交流人口の増加が期待される。

(人)

	平 1 4 8 年度	平成 19年度目標	平成21年度目標
宿泊客数	20.706	23.000	26.000
日帰り客数	1,155,357	1.250.000	1.300.000

(農家所得の向上)

	平成 1 4 年度	平成 19年度目標	平成21年度目標
生產農業所得	27,200 百万円	27.600 百万円	28,000 百万円
農家1戸当りの所得	1,224 千円	1,350 千円	1,450 千円

(人口動態)

(人)

	平成 1 4 年度	平成19年度目標	平成21年度目標
転 入	630	650	670
転 出	733	700	680

(観光客の増加)

地域力のアップで交流人口の増加が期待される。

(人)

	平成 18年度	平成21年度目標	平成23年度目標
宿泊客数	348,465	350.000	355.000
日帰り客数	3,835,603	3,900.000	3,950,000

(農家所得の向上)

	平成 18年度	平成21年度目標	平成23年度目標
生產農業所得	181,400 百万円	182,000 百万円	183,000 百万円
農家1戸当りの所得	4.863 千円	4.900 平円	5,000 平円

(人口動態)

(人)

	平成 18年度	平成21年度目標	平成21年度目標
転 入	596	620	650
転 出	999	960	930

農家民宿にとって今回の特区計画の取り組みが成功すれば、名水と米と椎茸に加え新たな地域産業を作り出すことができる。

8 特定事業の名称

(1)特定農業者による濁酒の製造事業

8 特定事業の名称

7 0 7 (7 0 8) 特定農業者による特定 酒類の製造事業

709特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

旧竹田市では「竹田市観光振興計画」を推進する組織として竹田研究所 <u>を設置しているが、</u>竹田式ツーリズムの研究と実践はこの組織が中心となって運営されている。特別区域計画の実施に関しては、同研究所の以下に掲げる関連事業が同時に必要となる。

・多様なアプローチによるツーリズム資源の発掘事業

もともと<u>旧竹田市</u>は岡城址など歴史的観光資源が豊富であったが、新たなツーリズムでは、これまでの観光資源には収まらないアプローチで資源を洗い出し、竹田式ツーリズムの幅をさらに厚くする。

(資源の発掘方法)

伝統型 : 従来からの資源に磨きをかけるもの(岡城、城下町、 湧水群)

再発見型:これまで観光資源として充 分取り上げられなかったも の

> (農業体験、農産物の加工、 石橋・円形分水・白水ダム などの農業・土木遺産)

掘り起こし型:歴史に埋もれていたもの を特産品として復活させ たもの

(紫草の復活、田楽料理の

9 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本市では「竹田市観光振興計画」を推進する組織として竹田研究所と市内各地域の観光協会で組織する竹田市観光ツーリズム協会が、竹田式ツーリズムの研究と実践を行っている。特別区域計画の実施に関しては、以下に掲げる関連事業が同時に必要となる。

・多様なアプローチによるツーリズム資源の発掘事業

もともと<u>本市</u>は岡城址など歴史的観 光資源が豊富であったが、新たなツー リズムでは、これまでの観光資源には収 まらないアプローチで資源を洗い出し、 竹田式ツーリズムの幅をさらに厚くす る。

(資源の発掘方法)

伝統型 : 従来からの資源に磨きをかけるもの(岡城、城下町、 湧水群)

再発見型:これまで観光資源として充 分取り上げられなかったも の

> (農業体験、農産物の加工、 石橋・円形分水・白水ダム などの農業・土木遺産)

掘り起こし型: 歴史に埋もれていたもの を特産品として復活させ たもの

(紫草の復活、田楽料理の

復活等)

新規創出型:地域の核となる施設 (温泉館、あ祖母学 舎(廃校舎を活用し た宿泊施設)、道の 駅、緒環)

特に「再発見型」に見られるように、 自分たちの何気ない「くらし」のなかに も外の人たちを魅了する価値や文化が あり、それらを見るだけではなく、体験 も織り交ぜていけば立派なツーリズム になるということが市民にも認識され はじめた。

- ・まちなか全体を舞台としたイベント展開 近年ツーリズムの試みから城下町の まちなか全体を使ったイベントが、試行 錯誤しながらも着実に成長している。市 民の手作りで年々観光客も増えている ことから住民にも「やればできる」とい う自信が生まれてきた。
 - (竹楽) 城下町のいたる所に竹灯籠(2 万本)を飾り、音楽会や影絵なども催され、歩きながらそれを楽しんでもらう。里山保全のねらいもある。

(農と食の博覧会)

イベントは1週間にわたり、 城下町と農村を広く舞台とし て博覧会・講演会・各地区での 農業体験・まちなかでの田楽ツ アーなど大小さまざまな催し が行われた。 本区域 の安全で おいしい農業・食文化をアピー ルする事ができた。

復活等)

新規創出型:地域の核となる施設 (温泉館、あ祖母学 舎(廃校舎を活用し た宿泊施設)、道の 駅、緒環)

特に「再発見型」に見られるように、 自分たちの何気ない「くらし」のなかに も外の人たちを魅了する価値や文化が あり、それらを見るだけではなく、体験 も織り交ぜていけば立派なツーリズム になるということが市民にも認識され はじめた。

- ・まちなか全体を舞台としたイベント展開 近年ツーリズムの試みから城下町の まちなか全体を使ったイベントが、試行 錯誤しながらも着実に成長している。市 民の手作りで年々観光客も増えている ことから住民にも「やればできる」とい う自信が生まれてきた。
 - (竹楽) 城下町のいたる所に竹灯籠(2 万本)を飾り、音楽会や影絵なども催され、歩きながらそれを楽しんでもらう。里山保全のねらいもある。

(農と食の博覧会)

イベントは1週間にわたり、 城下町と農村を広く舞台とし て博覧会・講演会・各地区での 農業体験・まちなかでの田楽ツ アーなど大小さまざまな催し が行われた。 <u>竹田</u>の安全でお いしい農業・食文化をアピール する事ができた。

(岡藩城下町雛祭り)

それぞれの店が各自の家の 様々な時代のお雛様を店先に 展示したり、空き店舗で子ども たちによる手作りの竹雛を展 示したりというかたちでまち を歩きながら楽しめる。

ツーリズムを支える産業再生事業

過疎化の流れの中で、農林業や商業の 衰退は深刻な悩みであった。しかし、 竹田市ではそれぞれの産業再生のため、 これからのやり方を模索している。ま た、これは同時にツーリズム資源の掘り 起こしも支えている。

(谷ごと農場による農村の再生と地産地 消の循環づくり)

> 耕地の細分化や後継者問題な どの課題を抱えていた九重野 地区では全国にさきがけて中 山間地域等直接支払制度によ り、8集落163世帯が参加 して集落協定を結び、地域全 体での農作業の受託が認めら れた。農地の所有権と利用権 を別に設定し、同じ作目を集 めて効率を高めたり、地形を 活かした環境にやさしく、安 全な農産物生産を目指してい る。こうした実験的な取り組 みがこれまで停滞していた郊 外部の農村を活性化し、さら に全国的な注目を浴びること で視察のための訪問が増えて きている。

(まちづくり会社「むらさき草」の設立)

(岡藩城下町雛祭り)

それぞれの店が各自の家の 様々な時代のお雛様を店先に 展示したり、空き店舗で子ども たちによる手作りの竹雛を展 示したりというかたちでまち を歩きながら楽しめる。

・ツーリズムを支える産業再生事業

過疎化の流れの中で、農林業や商業の 衰退は深刻な悩みであった。しかし、 本市ではそれぞれの産業再生のため、こ れからのやり方を模索している。また、 これは同時にツーリズム資源の掘り起 こしも支えている。

(谷ごと農場による農村の再生と地産地 消の循環づくり)

> 耕地の細分化や後継者問題な どの課題を抱えていた九重野 地区では全国にさきがけて中 山間地域等直接支払制度によ り、8集落163世帯が参加 して集落協定を結び、地域全 体での農作業の受託が認めら れた。農地の所有権と利用権 を別に設定し、同じ作目を集 めて効率を高めたり、地形を 活かした環境にやさしく、安 全な農産物生産を目指してい る。こうした実験的な取り組 みがこれまで停滞していた郊 外部の農村を活性化し、さら に全国的な注目を浴びること で視察のための訪問が増えて きている。

(まちづくり会社「むらさき草」の設立)

・情報発信機能の充実

(観光情報や体験プログラム情報の発 信・外部の人材の活用)

・特派員制度による外の協力者づくり

いる。

平成14年度の国土交通省の地域づくりインターン事業で旧 竹田市に派遣された学生に対して、その後も旧竹田市で独自に受け入れ態勢を作り、彼らに引き続き本区域に来てもらうという試みを「特派員制度」とし 城下町地区の空き店舗の 活用を促進するため商店街の 事業者らが中心となり特定の特定の もた。商店や農家の特定とない がの休憩所としての機能を がの休憩所としての機能を がのがなど、城下町ツーリある。

・情報発信機能の充実

(観光情報や体験プログラム情報の発 信・外部の人材の活用)

タイムリーな情報や地域の情報を各案内機関に適切に配信するシステム作り、メールマラジンなどで竹田ファンクラジを育成する。また地域づくりまた地域であまた地域で大野の専門家をはじめ、工芸家を竹田のツーリズム資源充実のために招いている。

また情報誌「たけたん」(年4回)「ホップ・ステップ・ジャンプ」(毎月) の発行を行っている。

・特派員制度による外の協力者づくり

平成14年度の国土交通省の地域づくりインターン事業で本市に派遣された学生に対して、その後も竹田市で独自に受け入れ態勢を作り、彼らに引き続き本市に来てもらうという試みを「特派員制度」とした。インタ

変 更 前	変更後
別紙	別 紙
1 特定事業の名称	1 特定事業の名称
(1)特定農業者による濁酒の製造事	707(708)特定農業者による特定
<u>*</u>	酒類の製造事業
2 当該規制の特例措置適用を受けようとす	2当該規制の特例措置適用を受けようとす
る者	る者
旧竹田市内において、酒類を自己の営	構造改革特別区域内において、酒類を自
業場において飲用に供する業(農家民	己の営業場において飲用に供する業(農
宿、農園レストラン、飲食店等)を併せ	家民宿、農園レストラン、飲食店等)を
営む農業者(以下「特定農業者」という。)	営む農業者(以下「特定農業者」という。)
で自ら生産した米を主原料として「濁	<u>で米(自ら生産したもの又はこれに準じ</u>
酒」を製造しようとする者。	<u>るものとして財務省令で定めるものに</u>
	限る)又は果実(自ら生産したもの又は
	<u>これに準じるものとして財務省令で定</u>
	<u>めるものに限る) を原料として</u> 特定酒類
	(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。)
	又は果実酒) <u>を製造しようとする者。</u>
3当該規制の特例措置適用の開始日	3当該規制の特例措置適用の開始日
本構造改革特別区域計画の <u>認定</u> を受	本構造改革特別区域計画の認定を受
けた日	けた日
4 特定事業の内容	4 特定事業の内容
特定農業者が本構造改革特別区域内に	(1)事業に関与する主体
所在する自己の酒類製造場において、自	上記2に記載の者で、酒類製造免許
ら生産した米を主原料として「濁酒」を	<u>を受けた者</u>
製造し、宿泊客等に提供・販売する。	(2)事業が行われる区域
	竹田市の全域
	(3) 事業の実施期間
	上記2に記載の者が、酒類製造免許
	<u>を受けた日以降</u>
	(4)事業により実現される行為や整

備される施設

上記2に記載の者が、濁酒又は果実 酒の提供を通じて地域の活性化を図 る為に濁酒・果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

竹田市が推進する竹田式ツーリズムにより都市との交流を図り、地域の活性化に資するため、旧竹田市内において、農家民宿のサービス向上とより心のかよいあう交流の実現に向けて、訪れた方に 濁酒を振る舞うことを始める。

当該規制の特例措置により、農家民宿 や農家レストラン等を営む農業者が自 ら生産した米を原料として濁酒を生産 する場合には、製造免許に係る最低製造 数量基準を適用しないこととし、酒類製 造免許を受けることが可能となること から、農村地域における新たな起業によ る地域振興を図るためにも、当該特例措 置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造 免許を受けた場合、酒税納税義務者とし て必要な申告納税や記帳義務が発生す るとともに、税務当局の検査や調査の対 象となり、受ける義務が生じてくる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米(自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準じるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒又は果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市が推進する竹田式ツ ーリズムをより推進させることとなり、 都市との交流が促進され、地域の活性化 に繋がる。

農村地域における新たな起業による地 域振興を図るためにも、当該特例措置の 適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造 免許を受けた場合、酒税の納税義務者 として必要な申告納税や記帳義務が発 生し、税務当局の検査及び調査の対象 とされる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別 紙

1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置適用を受けようとす る者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物(カボス・ブドウ・プラム)を原料とした果実酒又は地域の特産物(カボス・トマト・サフラン・ブドウ・プラム)を原料としたリキュールを製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置適用の開始日 <u>本構造改革特別区域計画の認定を受</u> けた日
- 4 特定事業の内容
 - (1)事業に関与する主体上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者
 - (2) 事業が行われる区域 竹田市の全域
 - (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免 許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備 される施設

上記2に記載の者が地域の特産物を 原料として果実酒又はリキュールを製 造・販売する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革 特別区域内において、当市が指定する地 域の特産物であるカボス・ブドウ・プラ

ムを原料とした果実酒又はカボス・ブドウ・プラム・トマト・サフランを原料としたリキュールを製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市が推進する竹田式ツ ーリズムをより推進させることとなり、 都市との交流が促進され、地域の活性化 に繋がる。

また、農村地域における新たな起業に よる地域振興を図るためにも、当該特例 措置の適用は必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造 免許を受けた場合、酒税の納税義務者と して必要な申告納税や記帳義務が発生 し、税務当局の検査及び調査の対象とさ れる。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。